

株式会社山口経営サポート 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日～令和11年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の概要についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年6月～ 取組み内容について検討開始
- 令和6年8月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布や朝礼などを通じて全社員への周知

目標2： 法を上回る「子の看護休暇」制度に改定することにより、仕事と生活の調和を図る取組みを強化する。

現行の就業規則第67条では、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として子の看護休暇を取得することができるとしているが、これを当該子が1人の場合は1年間につき7日、2人以上の場合は1年間につき14日を限度として子の看護休暇を取得することができるように改定する。

<対策>

- 令和6年6月～ 就業規則の改定について検討開始
- 令和6年7月～ 新たな制度導入
変更後の就業規則の配付による社員への制度の周知徹底